

第二八回

参第一〇号

保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における代替要員の確保に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、保健所又は国若しくは地方公共団体の開設する病院若しくは診療所に勤務する保健婦、助産婦又は看護婦等が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中における代替要員の確保に関し必要な事項を定め、もつて保健婦、助産婦及び看護婦等の母体の保護を図りつつ、当該保健所又は病院若しくは診療所におけるこれらの者の行う職務の正常な運営を保持することを目的とする。

（代替要員の確保）

第二条 保健所又は国若しくは地方公共団体の開設する病院若しくは診療所に勤務し、かつ、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第二条（保健婦の業務）、第三条（助産婦の業務）、第五条（看護婦の業務）若しくは第六条（准看護婦の業務）に規定する業務をその職務としている保健婦、助産婦、看護婦若しくは准看護婦又はこれらの者の業務の補助をその職務としている女子が産前産後の休暇をとる場合においては、任命権者は、その休暇の期間を任用の期間とし、その者に代つて職務を行わせるに適する者を、臨時的に任用しなければならない。

2 前項の規定による任用は、現に国家公務員又は地方公務員の職に任用されている者を、その職を保有させたまま任命する方法によつて行つてはならない。

（適用除外）

第三条 前条の規定による任用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第六十条第一項から第三項まで（臨時的任用の要件）（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條第二項から第五号まで（臨時的任用の要件）の規定は適用しない。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。

2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第一条中「の規定により臨時的に任用される者」を「又は保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における代替要員の確保に関する法律（昭和三十三年法律第 号）第二条の規定により臨時的に任用される者」に改める。

3 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。
第二条中「及び休職者」を「、休職者及び保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における代替要員の確保に関する法律（昭和三十三年法律第 号）第二条の

規定により臨時的に任用される者」に改める。

4 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び非常勤の者」を「、非常勤の者及び保健婦、助産婦及び看護婦等の産前産後の休暇中における代替要員の確保に関する法律（昭和三十三年法律第号）第二条の規定により臨時的に任用される者」に改める。

理 由

保健所並びに国立、公立の病院及び診療所に就業している保健婦、助産婦及び看護婦等が産前産後の休暇をとる場合においては、その休暇の期間代替要員を臨時的に任用しなければならないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費
総額 約三千二百万円（平年度）